

控除した金額を求める。

- (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 - (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに50円を控除した金額が、その求める税額である。
 - (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。
- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、
- (1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに50円を控除した金額）が、その求める税額である。
 - (2) その給与等が第八十五条第一項第三号（労働した日ごとに支払われる給与等）に掲げる給与等であるときは、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

等 の 数										乙	
4 人		5 人		6 人		7 人 以 上					
除 後 の 給 与 等 の 金 額										前月の社会保険料等控除後の給与等の金額	
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
210	千円未満	243	千円未満	275	千円未満	308	千円未満				
210	300	243	300	275	333	308	372				
300	378	300	406	333	431	372	456				
378	424	406	450	431	476	456	502				
424	444	450	472	476	499	502	527				
444	470	472	496	499	525	527	553	241	千円未満		
470	504	496	531	525	559	553	588				
504	543	531	574	559	604	588	632				
543	592	574	622	604	652	632	683				
592	751	622	771	652	792	683	812				
751	810	771	834	792	859	812	884	241		305	
810	852	834	879	859	905	884	932				
852	901	879	929	905	957	932	985				
901	963	929	992	957	1,021	985	1,050				
963	1,043	992	1,074	1,021	1,106	1,050	1,137				
1,043	1,377	1,074	1,401	1,106	1,425	1,137	1,449	305		563	
1,377	1,594	1,401	1,622	1,425	1,651	1,449	1,679				
1,594	1,894	1,622	1,928	1,651	1,961	1,679	1,994				
1,894 千円以上		1,928 千円以上		1,961 千円以上		1,994 千円以上				563 千円以上	

(小規模企業共済等掛金控除)に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

金額から控除される社会保険料等の金額 (以下この表において「前月中の社会保険料等の金額」という。)を控除し

除料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

である。

る旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ(定義)に掲げる者に該当するときは、当該規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、者1人につき1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

居住者を含む。)については、四に該当する場合を除き、

る。

である。

合又はその給与の金額(当該金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その控除後の金額)が前月中表によらず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項(給与に係る徴収税額)の規定(同条第三項

ときは、その徴収の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控除金額から控除される社会保険料等の金額とみなす。

別表第四 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（第百八十六条関係）

賞 与 の 金 額 に 乗 ず る 率	甲 族											
	扶 養 親				族							
	0 人		1 人		2 人		3 人					
	前 月 の 社 会 保 険 料 等 控											
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満				
%	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
0	68	千円未満	94	千円未満	133	千円未満	171	千円未満				
2	68	79	94	243	133	269	171	295				
4	79	252	243	282	269	312	295	345				
6	252	300	282	338	312	369	345	398				
8	300	334	338	365	369	393	398	417				
10	334	363	365	394	393	420	417	445				
12	363	395	394	422	420	450	445	477				
14	395	426	422	455	450	484	477	513				
16	426	550	455	550	484	550	513	557				
18	550	668	550	689	550	710	557	730				
20	668	714	689	738	710	762	730	786				
22	714	750	738	775	762	801	786	826				
24	750	791	775	817	801	844	826	872				
26	791	847	817	876	844	905	872	934				
28	847	917	876	949	905	980	934	1,012				
30	917	1,280	949	1,304	980	1,328	1,012	1,352				
32	1,280	1,482	1,304	1,510	1,328	1,538	1,352	1,566				
35	1,482	1,761	1,510	1,794	1,538	1,828	1,566	1,861				
38	1,761	千円以上	1,794	千円以上	1,828	千円以上	1,861	千円以上				

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

（一）「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

（二）「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（備考）賞与の金額に乘ずべき率の求め方は、次のとおりである。

（一）給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、四に該当する場合を除き、

（1）まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等の金額を求める。

（2）次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と（一）により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保

（3）（2）により求めた行と「賞与の金額に乘ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

（四）（一）の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当す該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害

（五）給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた

（1）その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

（2）（1）により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め

（3）（2）により求めた行と「賞与の金額に乘ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

四 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料等の金額以下である場の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、このの規定を含む。）により税額を計算する。

（五）（一）から四までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている除される社会保険料等の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当

（法人税法の一部改正）

第二条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「役員の報酬、賞与及び退職給与等（第三十四条―第三十六条の三）」を「役員の給与等（第三

「第七目 引当金（第五

十四条―第三十六条）」に、「第七目 引当金（第五十二条―第五十六条）」を 第七目の二 新株予約

第七目の三 不正行為

十二条・第五十三条）

権を対価とする費用等（第五十四条）

に、「第九目 契約者配当等（第六十条・第六十一条）」

等に係る費用等（第五十五条・第五十六条）」

「第九目 契約者配当等（第六十条・第六十条の二）

を

に、「第

第十目 特定株主等によつて支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額（第六十一条）」

六十二条の七」を「第六十二条の九」に、「第八十一条の九」を「第八十一条の九・第八十一条の九の

二」に改める。

第二条第十号中「の総数又は出資金額」を「又は出資」に改め、「出資を除く。」の下に「の総数又は総額」を加え、「数の株式又は出資の金額を有する場合」を「数又は金額の株式又は出資を有する場合」その他政令で定める場合」に改め、同条第十二号の六を次のように改める。

十二の六 事後設立法人 事後設立（会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百六十七条第一項第五号（事業譲渡等の承認等）又は保険業法（平成七年法律第百五号）第六十二条の二第一項第四号（事業の譲渡等）に掲げる行為に係る契約に基づき行われる資産又は負債の移転をいう。次号及び第十二号の十五において同じ。）によりその有する資産の移転を行い、又はこれと併せてその有する負債の移転を行つた法人をいう。

第二条第十二号の七を同条第十二号の六の二とし、同号の次に次の四号を加える。

十二の六の三 株式交換完全子法人 株式交換によりその株主の有する株式を他の法人に取得させた当該株式を発行した法人をいう。

十二の六の四 株式交換完全親法人 株式交換により他の法人の株式を取得したことによつて当該法人の発行済株式の全部を有することとなつた法人をいう。

十二の六の五 株式移転完全子法人 株式移転によりその株主の有する株式を当該株式移転により設立された法人に取得させた当該株式を発行した法人をいう。

十二の七 株式移転完全親法人 株式移転により他の法人の発行済株式の全部を取得した当該株式移転により設立された法人をいう。

第二条第十二号の八中「及び出資」を「又は出資」に、「利益の配当又は剰余金の分配（出資に係るものに限る）」を「剰余金の配当等（株式又は出資に係る剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配をいう）に改め、「その他の資産」の下に「及び合併に反対する当該株主等に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産」を加え、同号イ中「第十二号の十五まで」を「以下この条」に改め、同号ロ中「総数」の下に「（出資にあつては、総額。以下第十二号の十六までにおいて同じ。）」「を、「満たない数」の下に「（出資にあつては、金額。以下第十二号の十六までにおいて同じ。）」を加え、「第十七号へ」を「以下第十二号の十六」に改め、同条第十二号の九及び第十二号の十を次のように改める。

十二の九 分割型分割 分割により分割法人が交付を受ける分割承継法人の株式その他の資産（次号及

び第十二号の十一において「分割対価資産」という。）のすべてがその分割の日において当該分割法人の株主等に交付される場合の当該分割をいう。

十二の十 分社型分割 分割により分割法人が交付を受ける分割対価資産がその分割の日において当該分割法人の株主等に交付されない場合の当該分割をいう。

第二条第十二号の十一中「利益の配当又は剰余金の分配として交付される」を「剰余金の配当等として交付される分割対価資産以外の」に改め、「（当該分割承継法人が、当該分割型分割の直前に有していた当該分割法人の株式又は当該分割法人若しくは他の分割法人から当該分割型分割により移転を受けた資産に含まれていた当該分割法人の株式に対し当該分割承継法人の株式を交付しない場合には、これらの分割法人の株式を除く。）」を削り、同条第十二号の十四中「行うもの」の下に「及び新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に伴う当該新株予約権付社債についての社債の給付」を加え、同条第十二号の十五の次に次の二号を加える。

十二の十六 適格株式交換 次のいずれかに該当する株式交換で株式交換完全子法人の株主に株式交換完全親法人の株式以外の資産（当該株主に対する剰余金の配当として交付される金銭その他の資産及

び株式交換に反対する当該株主に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。)が交付されないものをいう。

イ その株式交換に係る株式交換完全子法人と株式交換完全親法人との間に同一の者によつてそれぞれの法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有される関係その他の政令で定める関係がある場合の当該株式交換

ロ その株式交換に係る株式交換完全子法人と株式交換完全親法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の総数の百分の五十を超え、かつ、百分の百に満たない数の株式を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める関係がある場合の当該株式交換のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

- (1) 当該株式交換完全子法人の当該株式交換の直前の従業者のうち、その総数のおおむね百分の八十以上に相当する数の者が当該株式交換完全子法人の業務に引き続き従事することが見込まれて
いること（当該株式交換後に当該株式交換完全子法人を被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この号及び次号において「被合併法人等」という。）とする適格合併、適

格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この号及び次号において「適格組織再編成」という。）を行うことが見込まれている場合には、当該相当する数の者のうち当該適格組織再編成に伴い当該適格組織再編成に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人にあつては、当該株式交換完全親法人との間に政令で定める関係があるものに限る。ロにおいて「合併法人等」という。）に引き継がれるもの（①において「合併等引継従業者」という。）が当該株式交換後に当該株式交換完全子法人の業務に従事し、当該適格組織再編成後に当該合併法人等の業務に従事することが見込まれ、かつ、当該相当する数の者のうち当該合併等引継従業者以外のものが当該株式交換完全子法人の業務に引き続き従事することが見込まれていること。）。

(2) 当該株式交換完全子法人の当該株式交換前に営む主要な事業が当該株式交換完全子法人において引き続き営まれることが見込まれていること（当該株式交換後に当該株式交換完全子法人を被合併法人等とする適格組織再編成によりその主要な事業が移転することが見込まれている場合には、当該主要な事業が、当該株式交換後に当該株式交換完全子法人において営まれ、当該適格組

組織再編成後に当該適格組織再編成に係る合併法人等において引き続き営まれることが見込まれて
いること。）。

ハ その株式交換に係る株式交換完全子法人と株式交換完全親法人とが共同で事業を営むための株式
交換として政令で定めるもの

十二の十七 適格株式移転 次のいずれかに該当する株式移転で株式移転完全子法人の株主に株式移転
完全親法人の株式以外の資産（株式移転に反対する当該株主に対するその買取請求に基づく対価とし
て交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されないものをいう。

イ その株式移転に係る株式移転完全子法人と当該株式移転に係る他の株式移転完全子法人（以下こ
の号において「他の株式移転完全子法人」という。）との間に同一の者によつてそれぞれの法人の
発行済株式（自己が有する自己の株式を除く。ロにおいて同じ。）の全部を直接若しくは間接に保
有される関係その他の政令で定める関係がある場合の当該株式移転又は一の法人のみがその株式移
転完全子法人となる株式移転で政令で定めるもの

ロ その株式移転に係る株式移転完全子法人と他の株式移転完全子法人との間にいずれか一方の法人

が他方の法人の発行済株式の総数の百分の五十を超え、かつ、百分の百に満たない数の株式を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める関係がある場合の当該株式移転のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

(1) 当該株式移転に係る各株式移転完全子法人の当該株式移転の直前の従業者のうち、その総数のおおむね百分の八十以上に相当する数の者が当該株式移転完全子法人の業務に引き続き従事することが見込まれていること（当該株式移転後に当該株式移転完全子法人を被合併法人等とする適格組織再編成を行うことが見込まれている場合には、当該相当する数の者のうち当該適格組織再編成に伴い当該適格組織再編成に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人にあつては、当該株式移転に係る株式移転完全親法人との間に政令で定める関係があるものに限る。ロにおいて「合併法人等」という。）に引き継がれるもの（1）において「合併等引継従業者」という。）が当該株式移転後に当該株式移転完全子法人の業務に従事し、当該適格組織再編成後に当該合併法人等の業務に従事することが見込まれ、かつ、当該相当する数の者のうち当該合併等引継従業者以外のものが当該株

式移転完全子法人の業務に引き続き従事することが見込まれていること。）。　

- (2) 当該株式移転に係る各株式移転完全子法人の当該株式移転前に営む主要な事業が当該株式移転完全子法人において引き続き営まれることが見込まれていること（当該株式移転後に当該株式移転完全子法人を被合併法人等とする適格組織再編成によりその主要な事業が移転することが見込まれている場合には、当該主要な事業が、当該株式移転後に当該株式移転完全子法人において営まれ、当該適格組織再編成後に当該適格組織再編成に係る合併法人等において引き続き営まれることが見込まれていること。）。

ハ その株式移転に係る株式移転完全子法人と他の株式移転完全子法人とが共同で事業を営むための株式移転として政令で定めるもの

第二条第十四号中「有限会社」を「合同会社」に改め、同条第十五号中「執行役」の下に「、会計参与」を加え、同条第十六号中「資本等の金額」を「資本金等の額」に、「の資本の金額又は出資金額と資本積立金額との合計額」を「が株主等から出資を受けた金額として政令で定める金額」に改め、同条第十六号の二を削り、同条第十七号及び第十七号の二を次のように改める。

十七 連結資本金等の額 連結法人（連結申告法人に限る。）の連結個別資本金等の額の合計額をいう。

十七の二 連結個別資本金等の額 連結法人（連結申告法人に限る。）が株主等から出資を受けた金額として政令で定める金額をいう。

第二条第十七号の三を削り、同条第十八号から第十八号の三までを次のように改める。

十八 利益積立金額 法人（連結申告法人を除く。）の所得の金額（第八十一条の十八第一項（連結法人税の個別帰属額の計算）に規定する個別所得金額を含む。）で留保している金額として政令で定める金額をいう。

十八の二 連結利益積立金額 連結法人（連結申告法人に限る。）の連結所得の金額（所得の金額を含む。）で留保している金額として政令で定める金額をいう。

十八の三 連結個別利益積立金額 連結利益積立金額のうち各連結法人（連結申告法人に限る。）に帰せられる金額として政令で定める金額をいう。

第二条第二十一号中「定めるもの」の下に「（自己が有する自己の株式又は出資を除く。）」を加え、

同条第二十九号の二中「資産の流動化に関する法律」の下に「（平成十年法律第百五号）」を加え、同条第四十四号中「効力」の下に「及び次編第一章第一節（課税標準及びその計算）」を加え、同条第四十八号中「地方税法」の下に「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を加える。

第十三条第一項中「営業年度その他これに準ずる期間」を「法人の財産及び損益の計算の単位となる期間」に、「営業年度等」を「会計期間」に、「寄付行為」を「寄附行為」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「営業年度等」を「会計期間」に改める。

第十五条中「営業年度等」を「会計期間」に改める。

第二十二条第五項中「資本等の金額」を「資本金等の額」に、「商法第二百九十三条ノ五第一項（中間配当）又は資産の流動化に関する法律第百二条第一項（中間配当）」に規定する金銭の分配その他これに類する金銭の分配として政令で定めるもの」を「資産の流動化に関する法律第百十五条第一項（中間配当）」に規定する金銭の分配」に改める。

第二十三条第一項第一号を次のように改める。

一 剰余金の配当（株式又は出資に係るものに限るものとし、資本剰余金の額の減少に伴うもの及び分

割型分割によるものを除く。）若しくは利益の配当（分割型分割によるものを除く。）又は剰余金の分配（出資に係るものに限る。）の額

第二十三条第一項第三号中「利益の配当又は剰余金の分配の額」を「第一号に掲げる金額」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 資産の流動化に関する法律第百十五条第一項（中間配当）に規定する金銭の分配の額

第二十三条第三項中「計算の基礎となつた期間の末日」を「支払に係る基準日（信託の収益の分配にあつては、その計算の基礎となつた期間の末日）」に、「同日」を「当該基準日」に改め、同条第五項中「の総数又は出資金額」を「又は出資」に改め、「出資を除く。」の下に「の総数又は総額」を加える。

第二十四条第一項中「資本等の金額又は連結個別資本等の金額」を「資本金等の額又は連結個別資本金等の額」に、「（出資を含む。以下この条において同じ。）」を「又は出資」に、「利益の配当又は剰余金の分配の額」を「前条第一項第一号に掲げる金額」に改め、同項第三号中「資本若しくは出資の減少（株式が消却されたものを除く。）」を「資本の払戻し（剰余金の配当（資本剰余金の額の減少に伴うも

のに限る。）」のうち、分割型分割によるもの以外のものをいう。）」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「株式」の下に「又は出資」を、「定める取得」の下に「及び第六十一条の第二十一項第一号から第三号まで（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）に掲げる株式又は出資の同項に規定する場合に該当する場合における取得」を加え、同号を同項第四号とし、同項第六号中「社員」を「出資の消却（取得した出資について行うものを除く。）」、出資の払戻し、社員その他法人の出資者」に改め、「払戻し」の下に「その他株式又は出資をその発行した法人が取得することなく消滅させること。」を加え、同号を同項第五号とし、同項に次の一号を加える。

六 組織変更（当該組織変更に際して当該組織変更をした法人の株式又は出資以外の資産を交付したものに限る。）

第二十四条第二項を次のように改める。

2 合併法人が抱合株式（当該合併法人が合併の直前に有していた被合併法人の株式（出資を含む。以下この項において同じ。）又は被合併法人が当該合併の直前に有していた他の被合併法人の株式をいう。）に対し当該合併による株式の割当て又は当該株式以外の資産の交付をしなかった場合において

も、政令で定めるところにより当該合併法人が株式割当等（当該合併による当該株式の割当て又は当該資産の交付をいう。）を受けたものとみなして、前項の規定を適用する。

第二十四条第三項中「株式」の下に「又は出資」を加える。

第二十六条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第五十五条第三項（不正行為等に係る費用等の損金不算入）の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないもの

第二十六条に次の一項を加える。

5 内国法人が第五十五条第四項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないものの還付を受ける場合には、その還付を受ける金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

第三十一条第五項及び第三十二条第七項中「同項各号列記以外の部分」を「同項」に改める。

第二編第一章第一節第四款第三目の目名を次のように改める。

第三目 役員の給与等

第三十四条及び第三十五条を次のように改める。

（役員給与の損金不算入）

第三十四条 内国法人がその役員に対して支給する給与（退職給与及び第五十四条第一項（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）に規定する新株予約権によるもの並びにこれら以外のもので使用人としての職務を有する役員に対して支給する当該職務に対するもの並びに第三項の規定の適用があるものを除く。以下この項において同じ。）のうち次に掲げる給与のいずれにも該当しないものの額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

一 その支給時期が一月以下の一定の期間ごとであり、かつ、当該事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与その他これに準ずるものとして政令で定める給与（次号において「定期同額給与」という。）

二 その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与（政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にその定めの内容に関する届出をしている場合における当該給与に限るものとし、定期同額給与及び利益連動給与（利益に関する指標を基礎として算定される給

与をいう。次号において同じ。）を除く。）

三 内国法人（同族会社に該当するものを除く。）がその業務執行役員（業務を執行する役員として政令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）に対して支給する利益連動給与で次に掲げる要件を満たすもの（他の業務執行役員のすべてに対して次に掲げる要件を満たす利益連動給与を支給する場合に限る。）

イ その算定方法が、当該事業年度の利益に関する指標（証券取引法第二十四条第一項（有価証券報告書）に規定する有価証券報告書（③において「有価証券報告書」という。）に記載されるものに限る。）を基礎とした客観的なもの（次に掲げる要件を満たすものに限る。）であること。

(1) 確定額を限度としているものであり、かつ、他の業務執行役員に対して支給する利益連動給与に係る算定方法と同様のものであること。

(2) 政令で定める日までに、報酬委員会（会社法第四百四条第三項（委員会の権限等）の報酬委員会をいい、当該内国法人の業務執行役員又は当該業務執行役員と政令で定める特殊の関係のある者がその委員になつているものを除く。）が決定をしていることその他これに準ずる適正な手続

として政令で定める手続を経ていること。

- (3) その内容が、(2)の決定又は手続の終了の日以後遅滞なく、有価証券報告書に記載されていること
とその他財務省令で定める方法により開示されていること。

□ その他政令で定める要件

- 2 内国法人がその役員に対して支給する給与（前項又は次項の規定の適用があるものを除く。）の額のうち不相当に高額な部分の金額として政令で定める金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

- 3 内国法人が、事実を隠ぺいし、又は仮装して経理をすることによりその役員に対して支給する給与の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

- 4 前三項に規定する給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含むものとする。

- 5 第一項に規定する使用人としての職務を有する役員とは、役員（社長、理事長その他政令で定めるものを除く。）のうち、部長、課長その他法人の使用人としての職制上の地位を有し、かつ、常時使用人としての職務に従事するものをいう。